報告

家族・親による〈子育て〉と法（制度）の役割

山脇貞司
（静岡大学）

静岡大学の山脇です。今、寺崎さんから子どもの権利条約が提起している問題は、大人の問題だといわれたことを受けまして、時代は現代になってしまうのですが、今の現代社会をいかに変えるかという問題意識で話したいと思います。子どもの人権（大人の人権でもある）の問題は、今日閉塞状態になってきています。そこで、企業社会日本の中で、家族とりわけ子どもがどういう位置におかれているか、それに対して法制度および法そのものがそういう社会を変えていくためにはどのような可能性を有しているか、換言すれば、普通の家族と、なんらかの形で破綻をきたした家族、それから児童虐待が行われる家族に対して法がどういう形でサポートしうるのか、そういうあたりを少し雑ばくな話になりますが、きいていただきたいと思います。それで、まずレジュメに沿っていきますと、企業社会日本の性格といいますか、それはどういう社会なのかということを少しみてみたいと思います。

この部分は、渡辺治氏の『豊かな社会日本の構造』（労働旬報社、一九九〇年）という書物に依拠しているわけですが、今日の日本社会の特徴として、①経済的豊かさを目標にして競争原理が働く、②競争原理を働かせながら、これは共同体との関わりがでてくると思いますが、会社に対する強い帰属意識がまた働く、③そのことは企業をコントロールしうるはずの労働組合、労働者の運動が企業に協調的な動きをすることによって企業をコントロールしえない、そういった状況がある。全体として企業の都合が全面的に優先する社会というように言ってよいと思います。

労働時間一つ取り上げてましても、これはもう周知のことと思いますが、一九七五年の低成長期以降それまでわずかずつ減少していた労働時間が、そこからまた増大し始め、世界の動きと反対の方向に進んでいきます。一九八七年まで増大し続け、その後、国際的批判の中で少しずつ減少し始めているといった状況です。一九九一年には二〇一六時間ということで、フランスやドイツなどでの一五〇〇時間台ないし、一六〇〇時間と常に対比されるところであります。それから、残業時間についてみましても、一九九〇年度の毎勤統計によりますと、従業員が三〇人以上の事業所で働く男性の場合二三八時間ということでありまして、これまた世界的にトップをいくということになっています。それと、通勤時間についてみましても、日本と例えばEC諸国と比較してみますと、「一時間以上二時間未満」というところでみましても、日本の場合は一四・三％がそこに入るわけですが、EC諸国の平均では四・〇％といった差がでてきます。また、「三〇分未満」で

も五五・六％と約七四％の差がでてくるわけです。

過密労働の問題につきましても、これまた新聞をにぎわせているところであります。東京都が発表しました「都市生活に関する世論調査」（一九九二年）のなかで、「あなたやあなたの身近な人に『過労死』の不安を感じることがありますか」という質問に対しましては、「大いに不安を感じる」が二〇・八％、「少しは不安を感じる」が四〇・〇％ということで双方合わせて六一％が不安を感じているということが指摘されるところであります。

単身赴任の問題もマスコミをにぎわしたところであります。一九八七年の労働省の調査では、全国で一七万五〇〇〇人の単身赴任者が推計されており、一九九〇年一二月段階の労働省の推計では約四二万人となっています。わずか数年で推計数字が大きく変わっており、そのことをどう理解すればいいか、少しわからない面があるのですが、少なくとも非常に増大しているということはわかるところであります。それで、単身赴任をしている場合と、家族が同伴している場合について、子どもとの関係についての変化はどうかというところで調査している一九九〇年の労働省の調査によりますと、例えば、「子どもとのつながりが前よりも弱くなった」というのが、単身赴任者で二一・三％、家族帯同者で七・二％、「子どもとのコミュニケイションがうまくいかなくなった」というのが、単身赴任者で七・五％、家族帯同者で一・七％、この二つを合わせても二八・八％と八・九％というかなり大きな差がそこででています。それから「現在最も困っていることは何ですか」という質問に対しては、単身赴任者の場合には「子どものこと」ということで二五・四％が第一にあげているのに対して、家族帯同者の場合には、三番目に一四・四％ということで「子どものこと」をあげており、明かに違いがでてきているということを指摘しておきたいと思います。

そのように社会の中で、子どもに及ぼしている影響ですけれども、まず最初に、父親不在の家庭の問題があります。例えば、これもよく新聞などにでてくるわけですが、「毎日家族揃って夕食をとっているのはどのくらいか」といった調査がでて参ります。一九八八年一二月に実施した朝日新聞社の世論調査では、「ほとんどない」というのが八％、「一週間に一～二回」というのが二〇％で、約三割が一週間に二回以下だということになっていますし、「家庭生活でもう少しあった方がよいもの」という中で一番に「会話」というのが二三％と出ています。それから、興味深いのは、客観的に労働時間も長く、過密労働であるにもかかわらず、一九九〇年六月に実施されたホワイトカラーの妻に対する調査で、川崎市内で中学生を第一子にもつ家庭の主婦二二〇人を対象にしたアンケートでは、同じような長時間労働・過密労働のなかでも、家庭と仕事の両立を目指している夫と、仕事偏重タイプの夫（前者が六五％、後者が三割強に分かれている）とでは、例えば休日の過し方一つにしても、前者の家庭と仕事を両立させようというタイプでは、「子どもの相手をする」という者が四分の三を占めているにもかかわらず、後者の仕事偏重タイプでは、「寝て過ご

す」というのが四分の三、というように大きく分かれているわけです。したがって、妻が子どもと父親の関係をどうみているかについては、両立タイプの夫に対しては、九割弱が満足しているのに対し、仕事偏重タイプの夫に対しては、不満だという妻が六割弱を占めているという状況がある。その意味では、帰宅時間の遅さが問題としてあるわけですけれども、それだけが家族関係のあり方を規定しているのではなくて、仕事偏重の考え方の方が家族関係のあり方をより規定している、とこの調査のまとめのところで指摘されています。

つぎに、子どもからみた調査（①ハウス食品調査一九九一年五月、②KDDの日米中学生からみた父親像調査）等もありますが、いずれにしても、父親の帰りが遅いということ（①九五％）、父親のイメージが非常に忙しいというイメージ（②六八％）、それから存在感がないという指摘（②三八％）等が子どもに対する調査でもでてくるということを指摘しておきたいと思います。それからもう一つこれは重要だなと思いますのは、二〇～三〇代の男性でも女性でも、「仕事人間の男性に魅力を感じない」という評価をしてきているということがあります。三〇代前半の女性では七八％、二〇代～三〇代の男性でも七〇％を超えるということで、「会社人間」ぶりに若い世代が強い拒否反応を示し始めており、そのことは、社会の変化を予想させるものといえるかと思います（朝日新聞世論調査一九九二年一月）。

さて、わが国における離婚の増大につきましては、今日配布されました資料の中に出ていますので見ていただきたいと思います。問題なのは、離婚の中でも子どものいる夫婦の離婚が一層増大しているわけで、二〇万人を超える子ども達が毎年離婚に巻き込まれるという状況にあるということであります。

登校拒否児が増えているということはご承知のところかと思います。家庭内暴力に関しましては潜在的なものがあるということは、一昨年の浦和の事件もありましたし（二三歳のアルバイターで家庭内暴力をふるう息子を父母が殺害）、その意味では、数字の上には必ずしもでてこない、見えてこないとしても氷山の一角として事件が発生するということがいえるのではないかと思います。

児童虐待につきましては、これは一九八九年の六月に児童相談所長会の調査で、初めて明らかになったところですけれども、年間推計二一〇〇件の児童虐待が紹介されたところであります。

以上、日本社会が置かれている状況を、社会と家族の関係において見てみたということですが、そうすると、両親が揃っていますが普通一般に家族とか親の子育てをサポートする法制度というものに、どういうものがあるかということを考えていくのがつぎの問題になります。先ほど寺崎さんも、コーディネイターの方もご紹介いただきましたように、子どもの権利条約をやはり取り上げなければならないと思います。子どもの権利条約は、家族とりわけ親の子どもに対する指導責任や第一次的な養育責任ということを、大変明瞭に打ち出しているということであります。五

条は、家族とりわけ親の子どもに対する指導責任を国が尊重すると規定し、一八条は、家族とりわけ親の子どもに対する第一次的な養育責任を規定し、国はそれに適切な援助を与えなければならないことを規定しています。また、七条でも子どもの養育される権利を規定しています。子どもが養育される権利に関しては、わが国の民法では、親権や監護（権）に関する規定がそれぞれ一つずつあるにすぎません（民八二〇条、七六六条）。この子どもの権利条約が、子どもの権利を基底にして、わが国の家族法の見直しを要請しているというように思われます。そういう意味では、非常に重要な条約とみていいと思います。

労働時間の短縮をどういうように実現していくかということが、人をして、仕事の場といいますか、職場企業の場から時間を削りとって、それ以外の場、すなわち家庭の場や地域の場等において使える時間を増やすかという課題でありまして、先ほどの企業社会を変えていくという、そういう意味では一番重要な論点であることを指摘してつぎにいきたいと思います。

育児休業法の問題ですが、これも九二年四月一日から施行ということになりまして、いろいろ課題は山積みしておりますけれども、そういう中で、とりあえずスタートしたわけです。これは、つぎの児童手当法も関連すると思いますけれど、合計特殊出生率が一・五四まで下がるというショックが政府の方に強く働いていまして、労働者のとりわけ女性労働者の仕事と子育ての両立、そういう意味では女性だけにまかせてはいけない、つまり男女協力して子育てを実現していく方向をわずかながらでも打ち出してきているということになると思います。

児童手当法に関しても、先ほどいった意図のもとで、改正はされているわけですけれど、諸外国と比較してみますと、明らかに子育てを国なり、社会なりが担うという覚悟がこれではできているとは思えません。一つの例として、フランスをあげるのはあまりにも飛躍かと思いますが、四〇倍の予算の差があると指摘されています（原田泰・高田聖治、朝日新聞九一年九月二八日夕刊）。子どもを育てるということは、親が自分の子を育てるという私的な面が確かにあります。しかし、社会の子を育てるというもう一つの面があるわけで、子育てに非常に経費がかかり、その大部分を私的に負担せざるをえないという事実についてきちんと考えていかなければならないのではないかと思います。

それから、単身赴任をめぐる紛争についてですが、レジュメでは佐川さんの例について書いてありますけれど、判例もいくつかあります。単身赴任を容認する判例（最判昭六一・七・一四判時一一九八号一四九頁（東亜ペイント事件）ほか）、配転命令を無効にする判例（神戸地判昭六一・九・一二判時一二一〇号一三一頁ほか）の双方がありますが、一般的に不当労働行為に関わってでてくるという特殊性がありますけれど、この佐川さんのケースで、非常に重要なのは、東京弁護士会人権養護委員会に対する申立人、そして裁判を始めていますから、原告の方の主張の論拠は（労働法の問題は別としまして）、子どもにとって家族が一緒に暮

らす、お父さんも一緒に暮らして育ててもらうといった権利を憲法一三条の幸福追求権においているということが第一点、それから、妻についていえば、民法七五二条の同居の権利はいうまでもなく、それ以外に憲法二四条とか勤労の権利を定める二七条等があるわけですが、それに加えて夫自身の子どもを養育する権利（民八一八条）という主張をも含めて佐川さんの家族の主張は、家庭生活を営む権利の問題として提起されている。そういう意味では、憲法上の幸福追求権を基礎にした家庭生活を営む権利と営業の自由権（憲二二条）とのどちらが優越するのかという論点が出されているように思います（九二年四月二四日東京地裁へ提訴）。

最後に、子育てが危殆に瀕した場合にサポートする法制度を少しお話して終わりたいと思います。これも子どもの権利条約にいくつか規定があります。子どもが親から故なく分離されない権利（九条）、そしてまた、子どもが親から分離されるときには子どもの意思を手続のなかで確認しながら進めるといった問題（子どもの意見表明権の手続的保障の問題）、親の虐待から保護、それから、家庭環境を奪われる子どもの保護（一九条）、そして先ほど寺崎さんが指摘されていました子どもの生活水準への権利（二七条）、これは先ほどの検討との関係でいいますと離婚などの場合の子どもの養育費の問題に関わってくるところであります。

つぎに、離婚に伴う子どもの問題に入ります。今日、離婚制度のあり方自身が大きく問われているところであります。一つは、子どもの権利条約にも関わりますけれども、例えば一八条の双方の親による養育責任の問題があります。離婚した場合には親は勿論同じ屋根の下で住むわけではありませんから、一方の親が養育することになるとしても、親子関係は切れないのですから、子どもの監護に関わる権利・義務の問題をどうするのかという課題はあるわけであります。また、面接交渉権は親の自然権的なものとしてあるわけですが、親の権利というよりも子どもの権利としての面接交渉ということが学説でも指摘され、有力になってきております（稲子宣子「子の権利としての面接交渉権」『日本福祉大紀要』四二号ほか）。子どもの権利を実現するために、親がむしろ面接交渉の義務を負う。親の子どもに会いたいという要求を法益として親に認めるという点で親の自然権ではあるわけですが、むしろ子どもの権利の観点から考えていくべきであろうということであると思います。

そのつぎの養育費の履行確保に関しましては、既に調査がありますように、養育費の取り決めさえ少ないということ、さらに取り決めても履行されないということで（昭和六一年「離婚と母子家庭全国調査」ほか）、どのような制度を作れば履行が確保されるかという問題は長らく論じられてきているところであります。しかし、この問題はそう簡単ではなく、強制力を働かせるためには、養育費がいくらであるということをきちんと合意し、さらに合意したものを法的に権限のある第三機関によって確認されないとその書面をして強制力をもたせることはできないという問題が

あります。私は、批判も強い案ですけれども、現存の機関でいいますと、家庭裁判所が、少なくとも未成年の子どもがいる（場合によっては、一五歳とか、一八歳という年齢まで下げてもよい）離婚の場合には、許可審判を要することにし、その審判書に養育費を記載することによって、執行力を持たせるという方法もありうると思っているわけです。

時間が来ましたので、児童扶養手当法は離婚とりわけ母子家庭にとって非常に重要な法律であるということ、他方、父子家庭が児童扶養手当をもらえないなど経済的に困っているという問題があるだけでなく、家事・育児の問題で困っているということがあります。児童虐待の問題に関しましても、親権が強すぎて子どもの保護に必ずしも適っていないということで、子どもの保護の観点からあまり機能していない「親権喪失宣告」（民八三四条）の制度とは別に「親権の一時停止制度」を民法を改正して作れないかという動きもあることを指摘して（日弁連『親権をめぐる法的諸問題と提言』八九年九月）、時間がきましたので、これで終わらせていただきます。